

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(環太平洋パートナーシップ協定第十二・四条の規定に従った一時的な入国の許可を日本国が拒否することに関してアメリカ合衆国が同協定第二十八章(紛争解決)の規定を利用することを差し控えることについての交換公文)

(米国側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【】は、本日署名された環太平洋パートナーシップ協定(以下「協定」という。)第十二章(ビジネス関係者の一時的な入国)に関する交渉において、アメリカ合衆国政府と日本国政府との間で到達した次の了解を確認する光栄を有します。

アメリカ合衆国は、同国が協定第十二・四条(一時的な入国の許可)の規定に従って約束を行うまでの間、同条の規定に従った一時的な入国の許可を日本国が拒否することに関し、協定第十二・十条1(紛争解決)に定める要件にかかわらず、協定第二十八章(紛争解決)の規定を利用することを差し控える。

【】は、この書簡及び貴国政府がこの了解を共有することを確認する【】の返簡が両政府間の

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

合意を構成し、その合意がアメリカ合衆国及び日本国についての協定の効力発生の日に効力を生ずるものとすることを提案する光榮を有します。

二千十●年●月●日に■■■■で

アメリカ合衆国

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(日本側書簡)

(訳文)

書簡をもって啓上いたします。【】は、【本日】付けの【】の次の書簡を受領したことを確認する
光栄を有します。

(米国側書簡)

【】は、この了解を日本政府に代わって確認するとともに、【】の書簡及びこの返簡が両政府
間の合意を構成し、その合意が日本国及びアメリカ合衆国についての環太平洋パートナーシップ協定の効力
発生の日に効力を生ずるものとすることを確認する光栄を有します。

二千十●年●月●日に■●■●■●で

【】

暫定仮訳

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

アメリカ合衆国

—

—